

処理施設立地規制区域所管早見表

平成24年9月24日現在

長崎市産業廃棄物適正処理指導要綱第8条における別表第二に掲げる区域等	所管	連絡先	担当者	必要性の有無	
1. 水源の保護を図る必要がある区域	ア) 市長村が水道水源の保護を図るものとして条例で定める区域	上下水道局 浄水課	095-829-1213 内線 5362		有・無
	イ) その他市長が水道水源、水産用水、工業用水又は農業用水への影響の恐れのあると認める区域	水道水源：上下水道局浄水課	095-829-1213 内線 5362		有・無
		水産用水：水産振興課等、設置場所により判断	095-820-6563 内線 4234		有・無
		工業用水：設置場所により判断			有・無
		農業用水：農業振興課等、設置場所により判断	095-820-6564 内線 4247		有・無
2. 自然環境の保全を図る必要のある区域等	ア) 自然公園法又は長崎県立自然公園条例に規定する自然公園区域	県自然環境課 保全・計画班	095-895-2381		有・無
	イ) 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に規定する自然環境保全地域及び緑地環境保全地域	県自然環境課 保全・計画班	095-895-2381		有・無
	ウ) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区	県自然環境課 生物多様性保全班	095-895-2385		有・無
	エ) 都市計画法に規定する風致地区	都市計画課 管理係	095-829-1167 内線 3417		有・無
	オ) その他市長が希少な野生動植物の生息・成育地など自然環境の保全のため必要と認める区域	設置場所により判断			有・無
3. 災害防止等のために保全を図る必要がある区域等	ア) 森林法に規定する保安林及び保安林予定森林並びに保安施設地区及び保安施設予定森林地区	長崎県県央振興局 森林土木課 森林管理班	0957-22-0201		有・無
	イ) 河川法に規定する河川区域、河川保全区域及び河川予定地	県河川課 管理班	095-894-3082		有・無
	ウ) 砂防法に規定する砂防指定地	河川課 管理港湾係	095-829-1184 内線 3371		有・無
	エ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域	河川課 管理港湾係	095-829-1184 内線 3371		有・無
	オ) 地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域	河川課 管理港湾係	095-829-1184 内線 3371		有・無
	カ) 海岸法に規定する海岸保全区域及び一般公共海岸区域	県河川課 管理班	095-894-3082		有・無
	キ) 過去に地滑り、土砂崩れ、洪水等の災害が発生した区域	河川課 管理港湾係	095-829-1184 内線 3371		有・無

処理施設立地規制区域所管早見表

平成24年9月24日現在

長崎市産業廃棄物適正処理指導要綱第8条における別表第二に掲げる区域等		所管	連絡先	担当者	必要性の有無
4. 次に掲げる文化財の保護を図る必要がある区域	ア) 文化財保護法又は長崎県文化財保護条例に規定する史跡名勝天然記念物、伝統的建造物群保存地区、周知の埋蔵文化財包蔵地及び県又は市が定める文化的景観	文化財課 文化財係	095-829-1193 内線 6344		有・無
	イ) 市が文化財の保護を図るものとして条例で定める区域	文化財課 文化財係	095-829-1193 内線 6344		有・無
5. 次に掲げる良好な景観の形成を図るものとして条例で定める区域	ア) 景観法に規定する景観地区及び準景観地区	まちづくり推進室 支援・景観指導	095-829-1177 内線 3534		有・無
	イ) 長崎県美しいまちづくり推進条例に規定する美しいまちづくり重点支援地区	まちづくり推進室 事業推進	095-829-1178 内線 3543		有・無
6. 市長村農業振興地域整備計画の農用地利用計画において、農用地区域と指定されている土地		農業振興課 企画農政係	095-820-6564 内線 4245		有・無
7. 次に掲げる区域	ア) 医療法に規定する医療提供施設、社会福祉施設（社会福祉法に規定する第1種又は第2種社会福祉事業の用に供する施設をいう。）又は学校教育法に規定する学校に係る土地の敷地境界からおおむね200メートル以内の区域	医療法：設置場所により判断			有・無
		社会福祉施設：福祉保健総務課 企画推進係	095-829-1256		有・無
		社会福祉施設：生活福祉1課 総務係	095-829-1144		有・無
		社会福祉施設：障害福祉課 総務企画係	095-829-1141		有・無
		社会福祉施設：幼児課 管理係	095-829-1142		有・無
		学校教育法：教育委員会施設課管理係	095-829-1192 内線 3835		有・無
	イ) 現に人が居住する住居の敷地境界からおおむね100メートル以内の区域	現地踏査や地図上により判断			有・無
8. 公共・公益施設の用地として利用の計画がある区域		用地課等、設置場所により判断	095-829-1128 内線 2351		有・無
9. その他市長が処理施設に係る土地として不適当と認める場所		設置場所により判断			有・無